国債店頭取引に係る当初証拠金所要額の割増について

平成２５年１０月１日
平成２６年１０月１４日改正
平成３０年５月１日改正
令和元年６月１０日改正
令和５年１２月１８日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

１．純財産額又は純資産額に係る割増（国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則（以下「所要額規則」という。）第３条第１項第１号関係）

金融商品取引業者である清算参加者の純財産額又は金融商品取引業者以外の清算参加者の純資産額に係る割増基準及び割増額は以下のとおりとする。ただし、親会社等保証を受けた清算参加者（以下「親会社等保証特例適用先」という。）には、割増は適用しない。

割増基準	割増額
５０億円未満３０億円※1以上	割増は行わない※2。
３０億円※1未満２０億円以上	通常所要額※3に０．５を乗じた額
２０億円未満１０億円以上	通常所要額

※１　業務方法書第６条第３項（仲介業者の特例）の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者にあっては２５億円。

※２　純財産額又は純資産額が５０億円未満となった場合は、当社は、必要な報告を求める。

※３　「通常所要額」とは、所要額規則第２条第１項の定めるところにより計算された当初証拠金所要額をいう。以下同じ。

２．当初証拠金比率に係る割増（所要額規則第３条第１項第２号及び第２項関係）

当初証拠金比率（当初証拠金所要額※1・※2を金融商品取引業者である清算参加者にあっては純財産額、金融商品取引業者以外の清算参加者にあっては純資産額で除した数値をいう。）※3に係る基準及び割増額は以下のとおりとする※4・※5。

割増基準	割増額
７５％以上８７．５％未満	割増は行わない※6・※7・※8。
８７．５％以上１００％未満	通常所要額に０．２を乗じた額
１００％以上	通常所要額に０．４を乗じた額

※１　ネッティング口座（信託口を除く。）を複数開設している清算参加者の２．の適用にあっては、当初証拠金所要額は、ネッティング口座ごとの当初証拠金所要額を合計した額とする。

※２　親会社等保証特例適用先への適用にあっては、当初証拠金所要額は、親会社保証特例適用先とその親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。）の当初証拠金所要額を合算した額とする。

※３　信託口については、以下の算式により算出した値を当初証拠金比率とする。

$$\text{当初証拠金比率} = \frac{\text{当初証拠金所要額（複数の信託口を有する場合はすべての信託口の合算値）}}{\text{信託財産残高における国債残高}\times\text{（1－時価変動リスクファクターの最大値/100）}}$$

※４　信託口を有する清算参加者への適用にあっては、信託口と信託口以外のネッティング口座に区分して割増措置を適用する。

※５　ネッティング口座（信託口を除く。）を複数開設している国債店頭取引他社清算参加者の２．の適用にあっては、当該他社清算参加者の自己分と各顧客分それぞれにおいてネッティング口座ごとの当初証拠金所要額を合計し、合計した額をそれぞれの当初証拠金所要額として割増措置を適用する。

※６　当初証拠金比率が７５％以上となった場合は、当社は、必要な報告を求める。

※７　国債店頭取引他社清算参加者においては、当該他社清算参加者の自己分と顧客分（当該他社清算参加者を含む企業集団に含まれる他の法人等）の当初証拠金所要額を合算した額が１５０％以上となった場合は、当社は、必要な報告を求める。

※８　国債店頭取引他社清算参加者においては、当該他社清算参加者の自己分と顧客分の当初証拠金所要額を合算した額が３００％以上となった場合は、当社は、必要な報告を求める。

３．信用状況に応じた割増（業務方法書第２９条の２関係）

（１）当初証拠金の引上げに関する措置の基準として、「信用力が十分でないと当社が定める場合に該当するとき」（業務方法書第２９条の２第１号ｄ及び第２号ｄ）の判断は、清算参加者（当該清算参加者が親会社等保証特例適用先である場合には当該清算参加者の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。））の有する格付※1のすべてがＡ－格相当未満であることを判断要素の一つとする。ただし、当該清算参加者（当該清算参加者が親会社等保証特例適用先である場合には当該親会社等）が格付を有していない場合には、当該清算参加者の親会社等（当該清算参加者が親会社等保証特例適用先である場合には当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等を除く。）（当該清算参加者及び当該清算参加者のいずれの親会社等も格付けを有していない場合は当該清算参加者の親会社等以外の関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。以下同じ。）のうち当社が適当と認める者）の有する格付のすべてがＡ格相当未満であることを判断要素の一つとする。

※１　「格付」とは、信用格付業者（金融商品取引法第２条第３６項に規定する信用格付業者をいう。）又はその特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第１１６条の３第２項に規定する特定関係法人をいう。）のうちいずれかの付与する長期の債務を履行する能力に係る格付をいい、勝手格付（対象企業からの依頼に基づかず、信用格付機関が独自に行う格付をいう。）を除く。以下同じ。

（２）当初証拠金の引上げに関する措置の基準として、「信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合に該当するとき」（業務方法書第２９条の２第１号ａ～ｃ及び第２号ａ～ｃ）の判断は、清算参加者（当該清算参加者が親会社保証特例適用先である場合には当該清算参加者の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。））の有する格付のいずれかがＡ－格相当未満であることを判断要素の一つとする。ただし、清算参加者が格付を有していない場合には、当該清算参加者の親会社等（当該清算参加

者が親会社等保証特例適用先である場合には当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等を除く。）（当該清算参加者及び当該清算参加者のいずれの親会社等も格付けを有していない場合は当該清算参加者の親会社等以外の関係会社等のうち当社が適当と認める者）の有する格付のいずれかがＡ格相当未満であることを判断要素の一つとする。

（３）「信用力が十分でない」及び「信用力が十分でないおそれがある」の判断については、上記格付による基準のほか、当該清算参加者（当該清算参加者の持株会社等を含む。）の社債やＣＤＳのスプレッド、株価等のマーケット情報について、上記格付の要素を満たす企業との比較や、直近において急激な変動の有無といった点等を、また、手元流動性等の財務情報について極端な減少等がないかといった点、ポジションの状況等を、それぞれ判断要素として加味した上で、総合的に信用力の判断を行う。

（４）金融商品取引業者の自己資本規制比率（特別金融商品取引業者である場合は自己資本規制比率及び連結自己資本規制比率。以下本項において同じ。）※2に関し業務方法書第２９条の２第１号ａ及び第２号ａの規定により当社の定める水準は、２５０パーセントとする。

※２　自己資本規制比率と信用状況（格付を含む。）については継続的なモニタリングの対象とし、それらが当初証拠金の引上げ措置を行う水準に近づいた場合には、措置に至る前の段階でヒアリングを行う。この手続を通じて、自己資本規制比率等についてより高い基準の適用（＝「信用力が十分でない」への該当の判断）について伝達することとなる。以下同じ。

（５）銀行等の単体又は連結自己資本比率に関し業務方法書第２９条の２第１号ｂ及び第２号ｂの規定により当社の定める水準は、以下のとおりとする。

ａ　国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「国際統一基準行等」という。）である場合にあっては、次のａからｃまでに定める水準（外国銀行にあっては、これに準ずる水準）とする。

（ａ）　単体又は連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率（農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあっては、単体又は連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率とする。以下同じ。）が５．６２５パーセントであること。

（ｂ）　単体又は連結Ｔｉｅｒ１比率が７．５パーセントであること。

（ｃ）　単体又は連結総自己資本比率が１０パーセントであること。

ｂ　国際統一基準行等、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関（以下「国内基準行等」という。）である場合にあっては、清算参加者の国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が５パーセントであること。

（６）保険会社の単体又は連結ソルベンシー・マージン比率に関し業務方法書第２９条の２第１号ｃ及び第２号ｃの規定により当社の定める水準は、５００パーセントとする。

（７）信用状況に応じた割増基準及び割増額は以下のとおりとする。

ａ　清算参加者が格付を有する場合又は親会社等保証特例適用先である場合

（ａ）信用力が十分でないと当社が定める場合

割増基準	割増額
清算参加者の格付※1のすべてがＡ－格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額※2のいずれか大きい額に０．１を乗じた額※3
清算参加者の格付※1のすべてがＢＢＢ＋格相当未満の信用力と判断される場合※2	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額に０．５を乗じた額※3
清算参加者の格付※1のすべてがＢＢＢ格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額※3

（ｂ）自己資本規制比率、単体又は連結自己資本比率、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が当社の定める水準を下回るとともに、その信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合

割増基準	割増額
清算参加者の格付※1のいずれかがＡ－格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額に０．１を乗じた額※3
清算参加者の格付※1のいずれかがＢＢＢ＋格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額に０．５を乗じた額※3
清算参加者の格付※1のいずれかがＢＢＢ格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額※3

ｂ　清算参加者が格付を有していない場合（親会社等保証特例適用先である場合を除く。）

（ａ）信用力が十分でないと当社が定める場合

割増基準	割増額
清算参加者の親会社等の格付のすべてがＡ格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額に０．１を乗じた額※3
清算参加者の親会社等の格付のすべてがＡ－格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額に０．５を乗じた額※3

清算参加者の親会社等の格付のすべてがＢＢＢ＋格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額※3

（ｂ）その自己資本規制比率、単体又は連結自己資本比率、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が当社の定める水準を下回るとともに、その信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合

割増基準	割増額
清算参加者の親会社等の格付のいずれかがＡ格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額に０．１を乗じた額※3
清算参加者の親会社等の格付のいずれかがＡ－格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額に０．５を乗じた額※3
清算参加者の親会社等の格付のいずれかがＢＢＢ＋格相当未満の信用力と判断される場合	通常所要額とフェイルチャージ及び資金調達に係る想定損失額のいずれか大きい額※3

※１　親会社等保証特例適用先である場合には、当該親会社等保証特例適用先の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。）の格付。

※２　「フェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額」とは、次の(i)及び(ii)に定める額の合計額をいう（以下同じ。）。

(i)　当初証拠金所要額の計算日の翌日から３日間（休業日を除く。）に決済日等を迎える当該清算参加者のすべての清算対象取引の国債証券の引渡しについて、当該３日間継続して当該清算参加者がフェイルを発生させたと仮定した場合に賦課されることになるフェイルチャージ相当額

(ii)　当初証拠金所要額の計算日の翌日から３日間（休業日を除く。）に決済日等を迎える当該清算参加者のすべての清算対象取引の参加者決済に係る支払債務並びに個別銘柄取引に係る証券決済債務及び銘柄後決め現先取引等に係る証券決済債務の履行に関し業務方法書第７４条の規定により資金調達を行ったと仮定した場合に当該資金調達に要することになる費用相当額

※３　具体的な措置については、当該倍率を上限として、清算参加者の手元流動性等の財務状況やポジションの状況等を踏まえ、決定する。

４．緊急当初証拠金の発動基準及び発動による当初証拠金所要額の引上げ（国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２３条第１項及び第２項関係）

（１）緊急当初証拠金の発動基準

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２３条第１項に規定する当社があらかじめ定めた数値とは、利付国債の相殺クラスＤ（７−１０）の時価変動リスクファクターの小数点以下第３位を四捨五入し０．０５単位で切り捨てた値とする。

（２）緊急当初証拠金の発動による当初証拠金所要額の引上げ方法

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２３条第２項に規定する当社が定め

る方法とは、各清算参加者の国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第２条第２項に規定する二回目算出証拠金所要額及び三回目算出証拠金所要額について、同規則別表「当初証拠金所要額の算出に関する表」１の計算式を次のとおり変更して計算して得た額に引き上げることにより行う。

当初証拠金所要額

＝　（ＦＯＳ決済に係る当初証拠金所要額　＋　国債の再構築コスト相当額）　×　割増率※1　＋　レポレート変動リスク相当額　＋　市場インパクト・チャージを合算した額

※１　「割増率」とは、長期国債先物取引（中心限月）の午前立会終了時の約定値段と前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の午後立会終了時の約定値段との差を利付国債の相殺クラスＤ（７−１０）の時価変動リスクファクターによって除した値の小数点以下第２位を切り捨て、これに０．１を加えた値とする。この場合において当該値が２を超える場合は割増率を２とする。

５．割増の適用時期

第１項から第３項までに規定する割増については、当初証拠金所要額の算出の都度、各基準の該当の有無を判断し、一回目算出証拠金所要額算出時に各基準に該当した場合には該当した日の二回目算出証拠金所要額の計算から、二回目算出証拠金所要額算出時に各基準に該当した場合には該当した日の三回目算出証拠金所要額の計算から、三回目算出証拠金所要額算出時に各基準に該当した場合には該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の一回目算出証拠金所要額の計算から割増を適用する。

６．複数の割増基準に該当した場合の取扱い

第１項から第４項までに規定する基準の複数に該当した場合、該当した各基準を適用した各当初証拠金所要額のうち最も高いものを適用する。

７．割増基準の判断に使用する数値

第１項及び第２項に規定する基準の該当の有無は、当社に通常報告される直近の数値を使用する。ただし、特別に財務数値の報告を求めている場合は、直近に当社に報告された数値を使用する。

以　上